

エコマーク商品類型 No. 506 「機密文書処理サービス Version1.0 (認定基準案)」

パブリックコメントにおける御意見と対応内容

通し No.	該当箇所	御意見・御提案内容	対応内容 (事務局)
1	認定基準書 4-1-2. (5)	機密文書処理サービスにおける機密文書の紛失などの事故の多くは、運搬時に起きるものである。基準でも運搬時の車両の形状について、紛失防止策として規定するべきではないか。	ご指摘の通り、運搬時の紛失などの事故の可能性を考慮し、基準に追記しました。
2	認定基準書 4-2(9)	リサイクル向上が先に立ち、機密保持への取組・ガイドラインが他業界任せ・二の次になっていると感じる。古紙利用率の向上には排出者の積極的な協力が不可欠であるが、排出者の関心は機密文書の適正な情報抹消処理である。 基準制定によるターゲットとして、機密文書を自社でシュレッダー処理する企業群を含むと思われるが、自社処理の理由としては①セキュリティ面(自社でシュレッド処理できる安心感)、②排出量が多くないこと、③コスト面(実際はサービス利用の方が安い、事業系一般廃棄物として廃棄した方が安いと考えている)などを理由としており、そうした企業群としては特に①セキュリティ面が担保される必要があると考えられる。	本サービスの性質上、セキュリティの確保は欠かすことのできない観点であり、基準策定委員会の中でも時間をかけて議論を行いました。基準設定にあたっては、確認すべき項目等を具体的に明示した基準項目の設定も検討しましたが、処理方法や工程によってセキュリティ確保の方法が異なることなどから、業界団体のガイドラインやセキュリティに関する認証制度を活用することとしました。 なお、別に設定した「シュレッダー」の認定基準では、使用者に対して、オフィス等で発生したシュレッダーされた紙は、古紙回収に廻すように情報提供を行うこととしています。
3	付属証明書 4-2(9)	各分類の付属証明書の 4-2. (9)に記載されている各業界団体の名称の削除を希望する。 業界団体では、ガイドラインの遵守を確認する手段のひとつとして自己点検を実施しているが、自己点検はガイドラインの要求レベルを維持することを目的として実施するものであり、情報漏洩や事故などを防止するセキュリティレベルを保証する制度ではない。また自己点検に関する資料は非	ご指摘を踏まえ、付属証明書の該当部分を修正させていただきます。 なお、ガイドラインや自己点検の趣旨は非常によい取り組みと考えますが、解説書には誤解を生じさせないように、自己点検が認証や保証の性質を持つものではないことを記載します。今後、機密文書処理サービス

通し No.	該当箇所	御意見・御提案内容	対応内容（事務局）
		<p>公開を原則としているため、申請書類として添付することは適切ではないと考えられる。</p> <p>業界では第三者認証制度を立ち上げるという話もあるため、そちらの活用も検討してはどうか。</p>	<p>に関するセキュリティ認証制度等の運用が開始された場合には、本基準でも活用の検討を行うこととします。</p>
4	全体	<p>本基準では「機密文書」を「情報資産」として捉えるか、「一般廃棄物(但し専ら物)」として捉えるか。排出者にとっては「機密文書」はオフィス古紙と違い、情報抹消されるまでは「有価物」である。これを「一般廃棄物」として扱ってしまうと「無価物」となり、機密漏洩防止の点からミスリードする懸念がある。</p>	<p>機密情報の漏洩防止に関しては、No. 2 に記載したとおりです。また、本認定基準では、廃棄される機密文書は、関連する環境法律等を順守して処理することを求めています。</p>
5	全体	<p>例えば機密文書の紛失や機密情報漏洩など、事故が起きた際の対応はどうか。エコマーク事務局への報告義務はあるか。</p>	<p>事故発生時等の対応は、認定を受けたときに締結する「エコマーク使用基本契約書」第 14 条において、「事故発生より 1 週間以内の書面による報告、および対応が終了するまでの適時の報告」となっており、報告義務があります。その後の是正状況など場合によって認定の解除になることもあります。本サービスにおいては、機密情報漏洩事故が生じる可能性が否定できないことから、報告義務があることを認定基準書内にも明記します。</p>
6	適用範囲	<p>分類 A(サービス提供者が機密文書を引取り、裁断・破砕を行う機密文書処理サービス)は裁断処理を行うタイプということでわかるが、分類 B(サービス提供者が機密文書を引取り、製紙事業者を持ち込む直接溶解サービス)と分類 C(製紙事業者が提供する直接溶解処理サービス)の違いがわかりにくい。</p> <p>分類 C は、製紙事業者以外の直接溶解処理サービスを提供している事業者は対象とならないのか。</p>	<p>全体的に分類と申込対象者の関係が分かりにくいのご意見が多かったため、分類の枠を削除しました。分類ごとに基準内容が分かれていた部分については、該当する工程に対応して項目が適用される形としました。なお、申込は機密文書処理サービスを提供している事業者毎になります。</p>

通し No.	該当箇所	御意見・御提案内容	対応内容（事務局）
		<p>自社では機密文書を引取って裁断処理を行い、他社に運んで溶解処理を行うサービスを提供している。しかし溶解処理を行う他社でも、裁断処理を行わない直接溶解処理のサービスを提供している。このような場合、どの分類で申請すればよいか。</p>	

意見者 6、意見総数 8